

## 平成26年度/27年度修士論文・卒業論文概要

楊, 曉興

九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

周, 伊濛

九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

田中, 美保

九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

杜, 艾臨

九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

他

<https://doi.org/10.15017/1563527>

---

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 18, pp.125-161, 2016-01-23. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

# アメリカの NCLB 法によるユタ州ワシントン郡学区の 教師に与える影響

田中 美保  
(平成 27 年 9 月修了)

## 【章構成】

- 第一章 はじめに
  - 第一節 問題意識と研究目的
  - 第二節 先行研究の検討
  - 第三節 本論の構成と用語の規定
- 第二章 ユタ州における NCLB 法の影響と教育政策
  - 第一節 NCLB 法の概要
  - 第二節 ユタ州の NCLB 法責務遂行免除までの経緯
  - 第三節 ユタ州における教育政策
- 第三章 ワシントン郡学区の教師へのインタビューを通して
  - 第一節 研究方法
  - 第二節 分析方法
  - 第三節 調査結果
- 終章 おわりに
  - 第一節 総合考察
  - 第二節 本研究の課題

## 【概要】

### 序章 はじめに

現代社会はグローバル化や情報化など大きく変化しておりその課題の多様化が進んでいる。学校は家庭や地域のニーズに沿った特色ある教育活動を展開することが求められ、わが国では平成 19 年度から全国学力・学習状況調査がスタートし教育活動の評価と改善が求められると同時に、教師の質の向上も期待されている。近年では PISA（国際学習到達度調査）や TIMSS（国際数学・理科教育調査）などの国際比較調査結果への社会の関心も高まっており、それらへの参加国では自国の教育活動についての議論が展開されている。

本研究で対象とするアメリカも例外ではなく、1983 年に「危機に立つ国家」による教育の危機的状況が訴えられ、全国的な教育改革運動へと発展していった。同報告書では、公教育の水準低下がアメリカ経済の危機であるとし結論づけられた。2002 年には共和党ブッシュ政権による「どの子も置き去りにしない法（No Child Left Behind; 以下、NCLB 法）」が制定された。連邦政府は「国家の経済危機」の原因が公教育の質の低下によるものであるとし、教育補助金を交付する代わりに公立学校への説明責任（以下、アカウン

タビリティ）を求めた。その結果毎年度実施される二教科のテスト結果で学校の質が評価されることになった。改善の見込みがないと判断された学校は閉校に追いやられた。その結果カリキュラムもテスト対象教科で高点数をとることに焦点化され、アカウンタビリティ上で重要ではない教科の知識を習得したか否かは問題にされず「二教科だけで成功を測ろうとする、官僚主義的な」（ラビッチ 2010）政策となった。

しかし、政策の効果というものは国や州レベルというより「各学校や学級の諸条件および制約によって決定し、また学校や教室の中にこそ教育政策者が学ぶべき多くの事柄がある」（エルモア 1996）こと、また「教育改革上最も必要な基盤の一つは教師達一人一人の教育に対するビジョンであり、子ども達の夢を実現させるために授業を設計し、理想的な学習環境を想定する教師達の力が教育改革の出発点。」（ハマース 2001）であるとする。筆者は、現在教員である立場からアメリカが 2 教科のテスト結果のみで学校に制裁を加えたことに大きな疑問を持つと同時に、教師たちはその状況と NCLB 法をどのように捉えていたのかという疑問が残った。

NCLB 法に関する主な先行研究では連邦政府や州の公式文書、議会報告書、州の公開するテストデータ、及び当時の新聞・世論調査の結果に基づき考察が行われてきた。一方、教師の視点を通じた研究は管見の限り少なく、ハマースが指摘する「内からの改革」について十分に考察できていないという課題がある。先行研究の結果は NCLB 法の政策の結果を示すことはできても、教師に役立つ教訓やフィードバックを十分に還元できていないと言える。したがって、これらの課題に応えるために、議会報告書やテスト結果からは見えない教師の生の「声」から NCLB 法が学校に与えた影響を捉え考察することが不可欠であると考えられる。「人間は教育によってつくられ教育の成否は教師にかかっている」（中教審 2013）のであり、児童生徒と相互作用する一番の人物である教師らの語りを通しアメリカの教育改革を内側から捉えることでその課題を多面的に捉えることができる。教師の「語り」を通して NCLB 法の成果と課題に対する考察を深めていき、当時の教師たちの具体的な取り組みや支援が、また連

邦政府と州のどのような支援や援助が子どもの学力保障につながったのかその条件を探ることができると思う。

本研究では、連邦政府による強制的な色合いの強かった NCLB 法が与えた影響について当事者の「語り」からその成果と課題を捉えていく。本研究では「対話的構築主義」（桜井 2002）の立場をとりライフストーリーの研究方法に基づきながら教師の語りを解釈していく。したがって、本研究の目的はアカウンタビリティをめぐる教師の体験を記述することを通し今まで語られることが少なかった当事者の思いや考え、また教師たちの取り組みに何がどのように児童の学力に影響していたか具体的な事象を明らかにしていくこと、また NCLB 法下で教師がそれらの体験をどのように意味付けているかを明らかにする。

## 第二章 ユタ州における NCLB 法の影響と教育政策

ユタ州の NCLB 法の影響と教育政策本章では、まず NCLB 法の問題点を整理するためにその概要や成立背景を確認すると同時にユタ州の特異性を明らかにした。資料は主に、連邦教育省の年次報告書、全米教育情報センター、国立教育統計センター等の連邦レベルの報告書・統計調査書である。ユタ州に関する資料は、ユタ州政府、ユタ州教育庁の報告書及び統計調査書、紀要/雑誌論文などを基に検討を行った。ユタ州には、連邦政府の教育政策よりも州の教育政策を優先させるとする全米唯一の州法(HB1001)が成立しているが、法案成立までの経緯について明らかにされている先行研究は管見の限りない。この法案の成立について明らかにすることは政府が州に与えた影響を考察する上で意義があると考えられる。そこで、州法成立までの経緯を、州議会が公表している法案(Bill Text)及び州議会のダイジェスト(Legislative Counsel's Digest)からその経緯を概観した。その結果、NCLB 法の問題点は、市場競争及び業績主義を取り入れるよう提案がなされ、対策として教師の質の改善のみに重点が置かれていたことがわかった。また、NCLB 法は、「テストの結果を公表することが学校改革を促進するとみなし、標準テストで高い点をとることはよい教育を受けたことと同じであるという想定に立っていた」（ラビッチ 2010）ことも確認できた。ユタ州法の成立ではマイノリティの割合が高いという背景と州民も NCLB 法に反対意見が多かったことがわかった。また、教育予算については子ども一人あたりの予算が全米で最も低く、一位の州と比較すると約3分の1であった（図1を

参照）。そのような中でも学力実態調査(NAEP)ではリーディングでは全国平均を上回り、数学は全国平均と並ぶという成績を修めている（図2参照）。

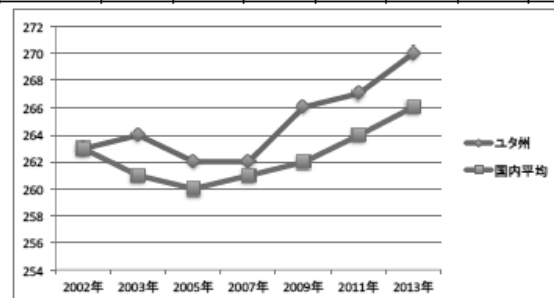
また州内では、独自の評価システムを採用しており、マイノリティの子どもへの配慮として彼らは英語学習者のグループとして位置付けられた指導が行われている。詳細については第三章において明らかにする。

順位		2008年との比較(%)	2013年	2011年	2009年	2008年
1	ニューヨーク	5.6	\$19,818	\$19,985	\$19,538	\$18,770
25	国内	-4.6	\$10,700	\$11,103	\$11,317	\$11,213
53	Utah(ユタ州)	4	\$8,555	\$8,502	\$8,851	\$8,301

図1 州別一人あたりにかかる教育予算

出典：Public School System Finances より筆者作成

読み	2002年	2003年	2005年	2007年	2009年	2011年	2013年
ユタ州	263	264	262	262	266	267	270
国内平均	263	261	260	261	262	264	266



数学	2000年	2003年	2005年	2007年	2009年	2011年	2013年
ユタ州	274	281	279	281	284	283	284
国内平均	272	276	278	280	282	283	284

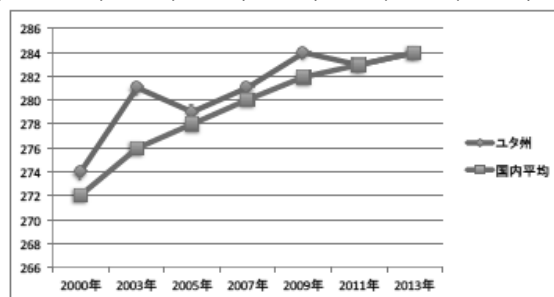


図2 学力実態調査におけるユタ州と全国平均との比較

出典：2013年 NAEP 報告書をもとに筆者作成

## 第三章 ワシントン郡学区の教師へのインタビューを通して

本章では、ワシントン郡学区の教師へのインタビューを行った調査結果を明らかにする。

<研究方法>

本研究ではライフストーリー研究の方法を用いた。NCLB 法に関する先行研究では量的研究での仮説検証型研究が殆どであるが、本研究では NCLB 法の成果と課題を考察するにあたり教師の

声にスポットをあて「出来事の生起やプロセスや見ているだけではわからない調査対象者の主観的意味世界。」(蘭 2009) を明らかにすることを目指した。ライフストーリーは「あらたな社会的現実を記録することを可能にし、同時にそれは語られないことの意味を考察する絶好の機会」(桜井 2012) であり、「数量分析をやっている中で、どうしても接近することができない人々の意識、感情レベルの問題をとらえたいと思ったとき、ライフストーリー・インタビューが適切な方法」(塚田 2008) となる。そして NCLB 法が終結した今、教師は「現在」から「過去の出来事」を振り返りながら体験を意味付け整理することができる。以上のような理由で本研究にはライフストーリーが適していると判断した。

#### <調査対象者>

本研究の対象者はユタ州ワシントン郡学区の公立小学校教師である。筆者は、2014年4月8、10日にワシントン郡学区ある3つの小学校を訪問し教師へのインタビュー調査を行った。また、2015年3月28日、4月13日にユタ州を再訪問し、インタビュー及びインタビューの内容の確認作業を行った。該当人物の名前はイニシャルで表記している。ユタ州の選択理由はまず、連邦政府の政策よりも州の政策を優先させる州法を持つというユタ州の独自性。次に、教育予算が国内最低水準である条件のもと学力実態調査において好成績を修めていること。最後にマイノリティの人口割合が高く、NCLB 法が主な目的としていたマイノリティの学力向上について教師の語りからその成果と課題を検討することができると考えたためである。特に、学区及び学校を選択には、「方法論の観点から、質的研究は調査対象の性質によりフィールドやそこの興味深い人物やプロセスにどうアクセスしたらよいかという問いが特に重要になってくる」(フリック 2011) ため、情報提供者である B 氏の助言を受けた。B 氏は20年の教員と6年間の校長経験があり現在は学区内の PE コーチという立場にある。B 氏は「現場の社会や文化をよく理解している」人物であり、該当学区の状況を「客観的な視点で学校教育を捉え、かつ目の前の現象について説明をすることができる人物」(谷 2009) であるといえる。

#### <データの収集とその方法について>

インタビューの際の倫理的配慮として、事前に E-mail にて調査の趣旨を伝えた上で同意書をお互いに交わしている。半構造インタビューとして最初に NCLB 法の影響について、どのような出来事があり、どのような思いがあるか、子供や保護者及びコミュニティ環境における変化はあったと感じ

るかを自由に語ってもらった。また NCLB 法がもたらしたものは何かという質問を行った。その後、録音した発話を逐語に起こした。考察の段階においては日本語を使用し教師のライフストーリーを彼らの言葉を生かすよう記述することに努め意味付けを行った。教師たちが実際に語った言葉は斜体にて示し、筆者の補足は( )内に表した。尚、3つの小学校において各4、5名に対しインタビューを行ったが本論文では以下の3人のストーリーを取り上げた。

調査日	学校名	職務	仮名	経験年数
2014/4/9	R 小学校	Title I コーディネーター	Mr. P	20年
2014/4/10	A 小学校	校長	Mrs. S	23年
2014/4/11	S 小学校	教師	Mrs. H	19年

#### <結果>

ここでは、3人のストーリーを取り上げ教師たちが NCLB に対しどのような印象を抱いていたか、また学校や学級ではどのような教育活動が展開され、どのような事象があったか、そして NCLB 法の影響に対する教師の思いや考えを中心にストーリーを再構成した。インタビュー結果の概要は以下に示す。

##### ① R 小学校における P 氏のストーリー

R 小学校校区内には先住民保護区があるためパイウト族 (Paiute) のインディアンの児童が多く在籍する。そのためタイトル I スクールの指定を受けており、P 氏はタイトル I コーディネーターとして「校長の補佐」という立場で勤務している。補佐といっても教育予算不足の影響で「教頭」の役職はないという。

P 氏のストーリーは、以下にまとめられる。まずはテスト結果による閉校の危機を乗り越え2010年にはタイトル I 優良校として表彰を受けるまでテストの伸びがあったこと。その裏には教育委員会の支援として特別な予算編成による専門能力開発チームの派遣があった。P 氏はのように振り返った。NCLB 法は職を失うという不安をもたらしたが、同時に訓練を通し教師の技術を高めたことが子どもの学力保障につながったと思う。この法によりマイノリティの子どもの学力に注目が集まるよききっかけとなった。次に、州独自の評価システムへの満足感である。政府の AYP 評価は学年の平均値を前の年のグループと比較します。(ユタ州の場合は) それらの子ども達が伸びを観察していくため個人に注目します。3



つ目は毎日30分間の少人数指導の取り組みのなかでマイノリティの子供達への個別支援を行っていること。4つ目はP氏自身の「チャイルドセンタード」の意味を語ってもらった。P氏にとりそれはユタの文化であり、子どもは最も大切なものという考えが教員と保護者の間に浸透していて学習支援員として保護者のサポート体制があるということだった。最後は教育予算が低いということに不満はあるがそのような条件のもとで親を含む自分たちが一生懸命に働いていることに満足していると語った。

## ② A小学校 S校長のストーリー

A小学校にはマイノリティが少なくテストも州では上レベルに位置する学校である。S校長は隣に併設されている幼稚園の園児を招き入れ1日に1時間ほどリーディングやライティングの指導を行っている。S校長は入学前からの学習準備が子どもたちに「イノベーション」を起こしそのような働きかけが結果に表れると語った。また、NCLB法が市やコミュニティに与えた影響は大きかったという。成績を達成できなかった教師の実名が新聞で報道され、保護者には「失敗校なので成功校に転校することができる。」という旨の案内が配布されたという。S校長はこの経験は「一生懸命に働いている教師にとって辛いことだった」と振り返った。しかし、今ではそのような事態はなく子どもにとっても安心してテストが受けられる状態にあると語った。NCLB法が与えた閉校という罰は子どもにも不安をもたらしたことがわかる。最後に、S校長にとってチャイルドセンタードとは、「全ての児童達のニーズにそった学びを提供すること」だという。例えば、giftedプログラム、STEAMプログラムなど、どんなレベルの子どもも学ぶ機会があるようにそれらを準備します。それが、私たちの（そうあるべきだと感じる）学校なのです。

## ③ S小学校 教師 Hのストーリー

Hさんは勤務校では二年目に入り、特別支援の免許も持つ経験豊かな教員である。彼女はまず、メディアの報道が親達に不必要な不安を煽り当てていることを指摘した。そのためにテスト受験を拒否した子どもがおり、Hさんは困惑しているという。「テストデータは教師がその子どもに対し弱点を克服させる手立てを考える上で不可欠なもの」であり、「テスト自体が悪いのではなく、メディアの報道の仕方などその取り扱い方に問題がある」と感じている。Hさんのチャイルドセンタードとは「子どもたちを自分の未来だと受け止めること」である。Hさんは、自分自身が過去にリーディングが苦手で全く文字が読めない

子どもであったため、そのような不安を抱えている子どもの気持ちを理解することができ、支援のためには努力を惜しまない決心があるという。彼女は子どもたちを生涯学び続ける人に育てたいと願っておりそれらの働きも管理職との強い信頼関係があつてこそ成り立つと語った。

## 終章 おわりに

本研究では、教師の語りを通し以下の事柄が明らかになった。W学区の外部教師（P.Eコーチ）の活用は、外部の人材活用の有効性を示唆している。学力テスト結果に対するメディアの報道のあり方が子どもにも影響することを心に留めるべきでありその解決策が求められる。州評価システムは、一人一人の細かい追跡に時間を要し大きな負担を与えると推察できる。しかし、教師はそのシステムの視点が点数ではなく子供にあることに満足感を抱いていた。最後にどの学校でも子供達の成長のために働き導くことを教師の喜びとしている姿があつた。そのような姿はテストの結果だけを表した報告書には表れてこない。以上のことから当事者の語りを通し与えられた具体的な示唆を学校に還元できることがわかった。

しかしながら、本研究においては課題も残されている。言語が英語であるため本来の意味合いについて発話者や協力者との十分な確認作業や深いストーリーを導き出すための交流が必要であつたが地理的な制限のために不十分さが残った。また、ライフストーリーという方法から一般化は目指せない。しかし本研究では一般化を目指さず一教師にスポットをあてた。したがってこれからの課題は教師に視点を当て見えてきた具体的な取り組みや工夫を評価し活用するシステム作りだと言える。

## 【主要参考文献】

- ・ US Department of Education(2013)States Granted Waivers from No Child Left Behind Allowed to Reapply for Renewal for 2014 and 2015 School Years.
- ・ ダイアン・ラビッチ著、本図愛実監訳(2013)『偉大なるアメリカ公立学校の死と生』、協同出版。
- ・ 桜井厚(2012)『ライフストーリー論』、弘文堂。
- ・ ウヴェ・フリック著、小田博志監訳(2011)『質的研究入門 一人間の科学のための方法論』、春秋社。